

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第51号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年12月28日 14時10分ごろ	
発生場所	鹿児島県南大隅町根占港 根占港北防波堤灯台から真方位129°200m付近（概位 北緯31°13.1′ 東経130°45.5′）	
事故等調査の経過	平成22年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第八東邦丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	135421、東邦鋳業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷後部ビルジキール及びプロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、根占港港内において、3～4ノットの対地速力で手動操舵により入航中、平成21年12月28日14時10分ごろ、船底が浅瀬に接触したような軽い衝撃を感じた。 本船は、そのまま続航して着岸した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5 海象：潮汐 高潮時	
その他の事項	本船は、船首約2.0m、船尾約4.8mの喫水で、海図による最小水深4.4mの航路筋を、ほぼ高潮時に航行していた。 航路筋の南側は、陸岸に向かって水深が浅くなっていた。 平成22年3月、入渠して上架したところ、船底に損傷が発見された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、根占港を航行中、北西からの強風に圧流され、右舷船尾が航路筋南側の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、北西風が強吹していたが、いつもより風上側を航行するなど、風の影響に対する配慮を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北西風が強吹する根占港を航行中、風の影響に対する配慮を適切に行わなかったため、圧流されて右舷船尾が航路筋南側の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	